

## 具体的な事業枠組み(案)

# 論 点 目 次

論 点 項 目		
(1)	事業期間	..... P2
(2)	駐車場財産の帰属	
(3)	駐車料金の帰属	
(4)	駐車料金の額の設定	..... P3
(5)	管理運営・費用負担の区分	..... P6
(6)	その他継承事項	
(7)	民間事業者による事業開始時期	..... P9
(8)	事業単位	..... P11
(9)	事業者選定方法	..... P12
(10)	民間事業者の組織形態	..... P13
(11)	民間事業者の資金調達	..... P14
(12)	税制面での優遇措置	
(13)	民間事業者からの提案事業	
(14)	リスク分担	..... P15



第2回検討委員会で結論を得た論点

## 論点一(1) 事業期間(15年間程度)

### ○ 第2回検討委員会での整理

- ①「**適当である**」とした者が8者あり(1者は前提条件が異なる)、また、「**短すぎる**」とした者の意見である20年と15年は同程度の期間と考えられることから、「**15年間程度**」という事業期間は民間事業者の想定と大きな乖離はないのではないか。
- ②事業期間の設定方法については、民間事業者から提案を受けるという方法を含め、考え方を整理する必要がある。

### ○ 考 察

- 平成22年7月30日(金)に開催した第1回事業評価部会での検討結果のポイントは以下の通り。

DCF法により算出された採算ラインの期間は、14年以下との結果であり、一部のシミュレーションに織り込めなかった駐車場収入の減少リスクを加味したとしても、15年間の事業期間を確保すれば、大部分の民間事業者は参加可能となると考えられる。

一方、最長投資期間は、15年から30年となっており、事業期間を15年以下とすれば、ほとんどの民間事業者が参画可能となる。

現状の機構と同様な運営とし、将来の収入変動等に対するリスクをより多く抱えることとなる基本ケース1においても、15年の事業期間が必要との結果となった。

以上の結果を踏まえ、できるだけ多くの企業が本事業への参加可能とする等との観点から、事業期間は15年と一意に設定すればよいのではないか。

⇒ **【方針案】 事業期間は15年と一意に設定する。**

## 論点一(4) 駐車料金の額の設定(現状の設定を基本)

### ○ 第2回委員会での整理

- 「適当ではない」とした者は3者であり、「現状の設定を基本(原則を設ける)」としても差し支えないと考えられるが、民間事業者の裁量、自由度を求める意見が多くあった。
- 駐車料金の額の設定は、「現状の設定を基本」とし原則を設け、原則の範囲内で民間事業者の裁量、自由度を認めることとするが、原則の範囲の考え方については、引き続き検討する。

### ○ 考 察

- 民間事業者に認める裁量・自由度の範囲は、金額等で一律に定めることは容易ではない。
- 直轄駐車場が存する一定のエリア内にある、一般に利用される同規模の駐車場の料金水準の範囲内であれば、既に市場に存在する料金であることから、民間事業者の裁量・自由度を認めてもよいのではないか。
- 直轄駐車場は、公共駐車場として整備されたものであり、料金設定について国(道路管理者)の一定の関与は不可欠である。
- なお、事業期間中、国は、民間事業者の管理運営状況等についてモニタリングすることとなっており、料金設定についても、その一環として原則が遵守されているか等について確認することとなる。

#### ⇒ 【方針案】

- ① 周辺駐車場(一般に利用される同規模の駐車場に限る)の定める料金水準の範囲内であれば、国(道路管理者)へ事前に通知することで変更可能とする。
  - ② 周辺駐車場(一般に利用される同規模の駐車場に限る)の定める料金水準の範囲を超えて料金の変更を行おうとする場合は、国(道路管理者)と事前に協議を行い承認を得るものとする。
- ※ 周辺駐車場の範囲(一定のエリア)等の詳細については、契約書等を締結する際において個々に設定する。
- ※ 地方公共団体等の駐車場と一体の駐車場の料金を変更する場合、地方公共団体等と調整が必要となることから、公募手続きの開始前に、関係地方公共団体等とも料金改定の手続きについて確認しておくことが必要。

# 兼用工作物管理協定の概要

## 1. 駐車場の整備区分

国：躯体、基幹的設備(換気設備、排煙設備、消火設備等)

機構：料金設備、空調設備等

## 2. 駐車場の管理運営等の区分

国：大規模修繕(国が整備する部分に重大な影響を及ぼす修繕)、災害復旧

機構：管理運営、維持修繕(大規模修繕を除く)

## 3. 駐車場整備や管理運営等に関する費用負担

整備の区分及び管理運営等の区分に従い 国及び機構が負担

## 4. 駐車場財産の帰属

国と機構が共有、持ち分割合は駐車場整備に要する費用の負担割合

## 5. 駐車料金の徴収

機構が有する財産権に基づき徴収

## 6. 駐車料金の額の設定 ※道路法第二十四条の二を準用(P.5参照)

- 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものではないこと
- 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にする恐れのないものであること
- 付近の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること

## 7. 管理規定

機構が、国と協議し、駐車料金の額等を定めた管理規定を作成

## 道路法第二十四条の二

第二十四条の二（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）  
道路管理者（指定区間内の国道にあっては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

## 論点一(5) 管理運営・費用負担の区分(現状の区分を基本)

### ○ 第2回検討委員会での整理

②事業終了後の引き渡し条件については以下が考えられるので、引き続き検討する。

引き渡し条件	リニューアル	原状復旧	引き続き営業を継続するのに支障のない状態
評価案	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者の負担が過大となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原状」の解釈に齟齬が生じるおそれ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な状態に維持管理された施設を引き継ぐことを担保することで十分ではないか。</li> </ul>

### ○ 考 察

- 国(道路管理者)が大規模修繕を行う躯体、建物、機械・電気設備等の引き渡し時点の健全度は、国(道路管理者)が主として責任を負うべきものであるから、これらについては、民間事業者に対して施設の引き渡し条件を定めるものではない。
- 民間事業者が大規模修繕を行う管理室内の空調・給湯設備、管制設備(料金設備)の引き渡し時点の健全度は、民間事業者が責任を負うべきものであるから、これらについては、事業終了後の引き渡し条件を明確にするべきである。
- これまでのPFI事業では、契約書や要求水準書において、瑕疵担保期間や引き渡し条件を定めている例がある。

⇒ 【方針案】 民間事業者が大規模修繕を行う管理室内の空調・給湯設備、管制設備(料金設備)については、契約書や要求水準書等において、事業終了後の引き渡し条件として、「引き渡し後一定期間内に大規模修繕を要しないこと」との規定を設ける。

一定期間としては、これまでのPFI事業の例から、「1年間」とすれば十分ではないか。

## 管理運営及び費用負担の区分

項 目	管理運営及び費用負担の区分	
(1)維持管理業務		
大規模 修繕	更新	国：躯体、建物、機械設備（換気、排煙、給排水衛生、消化、自動制御、昇降機）、 電気設備（受変電、電力、中央監視、通信・情報、電熱）、 管制設備（料金設備を除く）、機械式駐車装置 民：管理室内の空調設備及び給湯設備、 管制設備（料金設備）
	修繕	
維持修繕	経常的修繕	民間事業者
	保守	
	点検	
その他維持管理業務		
(2)管理運営業務	民間事業者	

## 管理運営の項目の定義

項 目	定 義	
(1)維持管理業務	大規模修繕、維持修繕、その他維持管理業務。	
大規模修繕	更新	劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。
	修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。
維持修繕	経常的修繕	上記修繕以外の経常的に発生する修繕。日常的に発生する一般的な修繕や不具合が生じた場合にその都度実施する応急措置。
	保守	既存対象物の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替等の軽微な作業。定期保守及び日常保守。
	点検	機能保持を目的とする測定器具類の使用または目視により機能状況及び損耗の程度を調査しその良否を判断する作業。法定点検、定期点検及び日常点検。
その他 維持管理業務	大規模修繕、維持修繕以外の維持管理業務で、施設の清掃（日常及び定期清掃）、ユーティリティー（電気、上下水道等）調達・管理、除雪業務等。	
(2)管理運営業務	駐車料金の徴収業務、自動車等整理業務、安全管理業務、利用促進業務等。	



# PFI事業(BOT)における 事業終了後の引き渡し条件等

平成17年度から平成21年度に実施されたBOT型のPFI事業で、事業終了時の引き渡し条件、若しくは瑕疵担保期間を規定していることが確認できた例は以下のとおり。

	事業名称	引き渡し条件	瑕疵担保期間
1	東京国際空港国際線地区 旅客ターミナルビル等整備・運営事業	対象施設を要求水準書に示す状態 であること	6ヶ月 (悪意、故意、重過失の場合:1年)
2	東京国際空港国際線地区 貨物ターミナル整備・運営事業	対象施設を要求水準書に保持する こと	6ヶ月 (悪意、故意、重過失の場合:1年)
3	島根あさひ社会復帰促進センター 整備・運営事業	実用上支障のない状態	6ヶ月 (悪意、故意、重過失、住宅の品質 確保の促進等に関する法律(第 87条第1項)に違反した場合:1年)
4	(仮称)仙台市新野村学校給食センター 整備事業	1年以内に、劣化による本施設等の 修繕・更新が必要とならない状態	1年
5	(仮称)新文化センター整備運営事業	要求水準書に規定された状態を満足	6ヶ月
6	那覇港国際物流関連施設整備・運営事業	記載なし	6ヶ月 (悪意、故意、重過失の場合:1年)
7	石巻地区広域行政事務組合 養護老人ホーム万生園改築事業	記載なし	1年
8	千葉市新港学校給食センター整備事業	継続して使用するに支障のない状態	1年
9	(仮称)新高砂学校給食センター整備事業	1年以内に、劣化による本施設等の 修繕・更新が必要とならない状態	1年
10	国立循環器病センター青山台宿舍 整備等事業	実用上支障のない状態	1年
11	東京大学(本郷)総合研究棟 (工学部新3号館)施設整備事業	継続して使用することに支障がない 状態	1年
12	静止地球環境観測衛星の運用等事業	要求水準書及び事業計画書に適合 する状態	6ヶ月

## 論点一(7) 民間事業者による事業開始時期(平成23年3月頃)

### ○ 第2回検討委員会での整理

⇒ 市場調査(第2段階)において、公募期間(募集公告から提案締め切りまでの期間)、民間事業者の決定から実際に駐車場の管理運営を開始するまでの期間に対する民間事業者の意見を把握する。

### ○ 考 察

- 民間事業者による事業開始時期については、公募手続きの開始時期によるところが大きく、本検討委員会で直接的に事業開始時期を検討することはできないが、民間事業者側での作業が支配的となる公募期間及び民間事業者の決定から管理運営開始までの期間については、より市場性の高い事業枠組みとするため、可能な限り市場調査結果等を踏まえて、設定することが望ましい。

#### ①公募期間

- 市場調査(第2段階)の結果から、3ヶ月確保すれば6割、4ヶ月確保すれば8割の民間事業者のニーズに応えることができると考えられる。なお、2回にわたって実施した市場調査等による周知効果も期待できることから、所要期間の短縮も可能ではないか。

#### ②民間事業者の決定から管理運営開始までの期間

- 市場調査(第2段階)の結果から、プロジェクトファイナンスの場合には、6ヶ月程度確保しなければ民間事業者のニーズに十分応えることができないと考えられる。
- 別途、金融機関に対し、プロジェクトファイナンスによる資金調達に要する期間を聴き取りしたところ、通常、民間事業者の決定から、融資実行までに6ヶ月は必要との回答であった。

⇒

#### 【方針案】 ①公募期間

3ヶ月程度の確保が適当である。

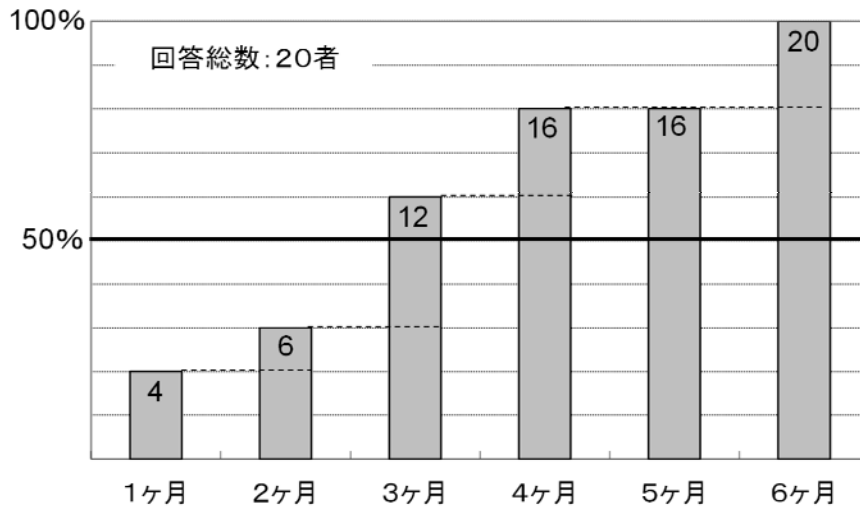
#### ②民間事業者の決定から管理運営開始までの期間

6ヶ月程度を確保することが望ましい。

## 「Q1具体的な事業枠組み(案)の論点」の回答結果

- Q1 ① 民間事業者選定等に当たってのスケジュールに関する質問にお答え下さい。  
ア) 募集期間(民間事業者の募集公告から買取価格や提供サービス等の提案締め切りまでの期間)は、どのくらい必要だと考えますか。

回答結果を基に、期間毎のカバー率(どのくらいの期間を確保すると、どの程度の者のニーズに応えることができるか)を整理すると以下のとおり。

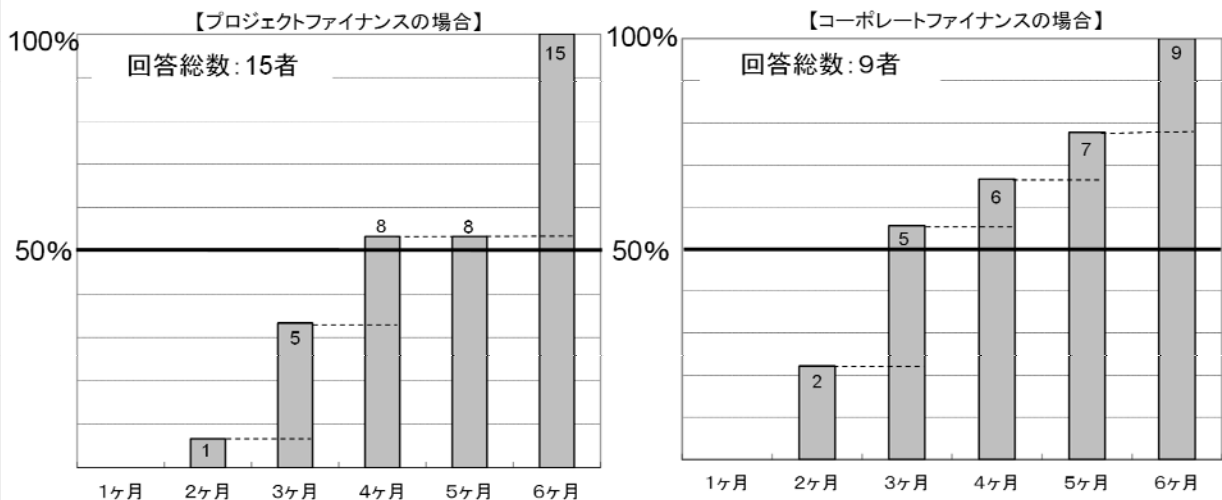


時間を要する理由として、全国に点在している14駐車場の現状調査、需要予測・管理手法・経費の見積もり等の検討、コンソーシアムの組成・調整等が挙げられた。

## 「Q1具体的な事業枠組み(案)の論点」の回答結果

- Q1 ① 民間事業者選定等に当たってのスケジュールに関する質問にお答え下さい。  
イ) 民間事業者の決定から、管理運営(営業)を開始するまでの期間はどのくらい必要だと考えますか。(資金調達、業務実施体制の構築、業務引き継ぎ期間等を含む)

回答結果を基に、期間毎のカバー率(どのくらいの期間を確保すると、どの程度の者のニーズに応えることができるか)を整理すると以下のとおり。



時間を要する理由として、体制構築に向けた雇用等やパートナー会社との打合せ、機構からの業務引継、資金調達に向けた融資契約、担保契約の調整等が挙げられた。

## 論点一(8) 事業単位(14駐車場一括を基本)

### ○ 第2回検討委員会での整理

- 地域別ブロックや駐車場毎個別に公募すれば、14駐車場全てについて、運営管理を引き継ぐ民間事業者を必ずしも確保できない。引き継ぐ民間事業者がいない駐車場は、税金を投入して国が自ら管理運営せざるを得ないこととなる。
    - ※ 採算性の良い駐車場と採算性の悪い駐車場がバランスよく分布していないことから、将来の採算性を確保しつつ複数のブロックに分割することは難しい。
  - 5者以外からは、特段の意見はなく、複数の企業によって構成されるグループによる参加を可能とすることなどにより、一定の競争性は確保できるのではないかと考えられるが、引き続き検討する。
- ⇒ 市場調査(第2段階)において民間事業者の参画意向を再度確認する。

### ○ 考 察

- 市場調査(第2段階)の結果では、「応募したい」との回答は5者、「条件を整えば応募したい」との回答が15者で、「応募する予定がない」と回答したものはいなかった。
- ヒアリングにおいて、20者のうち19者は、「(財)駐車場整備推進機構が所有する全国14箇所の駐車場財産を一括で買取り、全ての駐車場の管理運営を行う事業枠組み」を前提とした回答であることを確認した。
- このことから、事業期間等の条件設定を適切に行えば、14駐車場一括でも、競争性の確保は可能と考えられる。

⇒ **【方針案】** 14駐車場一括とする。

## 論点一(9) 事業者選定方法

### ○ 第2回検討委員会での整理

②「総合評価」方式で事業者を選定する場合においても、その手法として、ア)総合評価一般競争入札方式と、イ)公募型プロポーザル方式が考えられるが、何れの方式によるべきかについては、既に営業を行っている既存駐車場を引き継ぐという今回の事業の特殊性を踏まえつつ、引き続き検討する。

選定手法	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要等	<ul style="list-style-type: none"><li>事前に公表した落札者決定基準に基づき、入札価格と提案内容を評価し、最も高い評価点を得た者を落札者とする。</li><li>公告時の契約書等の条件を変更することは基本的にできない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>提案内容を審査し、最も評価の高い提案を行った者を優先交渉権者とし、交渉過程を経て随意契約を締結。</li><li>交渉の過程において、契約書等の条件の明確化が可能。</li><li>応募者からの提案や創意工夫に期待する部分が多い場合に有利。</li></ul>

### ○ 考 察

- 総合評価一般競争入札方式及び公募型プロポーザル方式の何れの方式であっても、価格と管理運営方法等提案内容を総合的に評価し、最も評価の高い者を選定するという手続きは同じであるが、前者は公募段階において示した契約書等の条件を変更することは基本的にできず、後者は交渉の過程において条件の明確化等が可能である。
- 既に営業を行っている既存駐車場を引き継ぐ、また、他に同様な実施事例が見あたらないなどの特殊性に鑑みれば、以下に示す契約事項について、契約内容の明確化や民間事業者の創意工夫による提案に基づいた、契約書や要求水準書等への追記等が必要となる場合も想定されることから、可能な限り柔軟性を確保することが良いのではないかと。
  - サービス内容(料金設定の変更手続きや料金メニューの追加)に関する事項
  - 付帯事業の実施に関する事項
  - 官民リスク分担やリスク顕在化時の対応に関する事項

⇒ **【方針案】** 公募型プロポーザル方式とする。

## 論点一(10) 民間事業者の組織形態

### ○ 第2回検討委員会での整理

- ②PFI事業においては、倒産のリスク等を低減するためSPCの設立を義務付ける場合が多いが、今回の事業においてSPCの設立を必須の要件とすべきか否かについては、事業規模(民間事業者が調達する資金)、事業内容(地下駐車場の運営管理)等を踏まえつつ引き続き検討する。

### ○ 考 察

- PFI事業では、サービス低下や事業の中断が生じることを回避する観点から、事業規模によらず、SPCの設立を義務付けることが通例となっている。
- 本事業においては、多様な民間事業者の参画が見込まれ、また、その多くは、コンソーシアムによる参画を想定していることから、倒産隔離を確かなものとしつつ、契約の相手方となる複数の民間事業者間での責任の所在が曖昧となることを避ける事が望ましい。

⇒ 【方針案】 SPCの設立を要件とする。

## 論点一(11) 民間事業者の資金調達

### ○ 第2回検討委員会での整理

#### ② 駐車場財産への担保設定

- SPCがプロジェクトファイナンスを受けようとする場合には、SPCの有する資産、権利、契約上の地位等の一切が融資金融機関により担保設定されるとされており、SPCの設置を義務付けた場合には、駐車場財産への担保設定は必要となる。
- 駐車場財産への金融機関による担保設定の可否については、SPC設立の義務付けの要否と併せて引き続き検討する。

### ○ 考 察

- これまでのPFI事業では、SPCがプロジェクトファイナンスにより資金調達をするケースが多くみられる。従って、SPCの設立を要件とする場合は、プロジェクトファイナンスが実施可能な枠組みとしておくことが必要であり、そのため、民間事業者が所有する駐車場財産への金融機関による担保設定を認めることは不可欠。

⇒ 【方針案】 民間事業者が所有する駐車場財産への金融機関による担保設定を認める。

## 論点一(14) リスク分担

### ○ 第2回検討委員会での整理

- 現段階でのリスク分担表(案)は次頁のとおりであるが、引き続き検討することとする。
- ⇒ 市場調査(第2段階)において、民間事業者の意見を把握する。

### ○ 考 察

- 物価変動リスク、需要変動リスク、税制度リスクについて、国もリスクを負担すべきとの意見や協議すべきとの意見があった。これらのリスクに伴う収益減少については、本事業が独立採算を前提にしていることから、基本的には民間事業者が負担するものである。
- 関係する地方公共団体に関連するリスク等の国及び民間事業者のいずれの責めにも帰さないリスク、契約解除に伴うリスク、国が行う大規模修繕に伴うリスクについて指摘があったことから、リスク内容の記述の詳細化や細分化等により、これらのリスクがどのリスク項目に含まれるのかを明確にすべき。
- 官民の具体的なリスク分担を明らかにすべきとの意見が多く寄せられたが、これらは、民間事業者の公募手続きにおいて公表する契約書等において明確化、具体化することも考えられる。

- ⇒ **【方針案】** 公募手続きの実施に向けては、市場調査で示したリスク分担表(案)を基本に、市場調査で得られた意見を踏まえたリスク内容の記述の詳細化や細分化等を行う。



# リスク分担表(案)

○：主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)  
 △：従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)  
 空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

リスク分類・種類		リスクの内容	負担者	
			国	民
公募手続リスク		募集要項等の資料の誤りなど	○	
応募リスク		応募費用に関するもの		○
契約リスク		民間事業者の責めによる契約手続きの遅延		○
		国の責めによる契約手続きの遅延	○	
政治・行政リスク		国の政策変更・事業計画の変更に関するもの	○	
制度関連リスク	法制度リスク	法制度の変更に関するもの	△	○
	税制度リスク	税制度の変更に関するもの		○
社会リスク	住民対応リスク	事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○	
		上記以外のもの		○
	環境問題リスク	民間事業者の責めによる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等		○
		国の責めによる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等	○	
	第三者賠償リスク	民間事業者の管理運営の不備による事故等により第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動リスク	事業期間中の物価変動		○
	金利変動リスク	事業期間中の金利変動		○
債務不履行リスク		民間事業者の事業放棄・破綻、提供サービスが定められた条件を満たさない場合等		○
		国の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等	○	
不可抗力リスク		戦争、風水害、地震等、通常予見可能な範囲外のもの	○	△
利用者対応リスク		利用者からの苦情および利用者間トラブルへの対応		○
管理運営リスク	施設損傷リスク	民間事業者の管理運営の不備による施設損傷		○
		国が適切な管理運営を実施しなかったことによるもの	○	
		上記以外のもの	○	
	管理運営費増大リスク	国による事業内容・用途の変更等に起因する管理運営費の変動	○	
		上記以外のもの		○
施設瑕疵リスク		事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合	○	△
需要変動リスク		利用者数の増減による料金収入の変動		○
		利用者数の増減による管理運営費や業務量の変動		○
移管手続きリスク		事業期間の終了時の事業の移管費用等		○
事業期間終了時の施設性能リスク		事業期間の終了時の施設の引渡し条件の満足	△	○

※ 現時点での官民リスク分担の案であり、今後、実施方針の公表までに変更されることがある。

## 「Q1 具体的な事業枠組み(案)の論点」の回答結果

第2回検討委員会 資料2 P.24				回 答 概 要	
リスク分類・種類		リスクの内容	負担者		意見の概要
			国	民	
リスク	制度関連	税制度リスク		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が制定、変更するものであり国の主負担とすべき（2者）</li> <li>・リスクの一部を国が負担すべき（3者）</li> <li>・国と民の具体的なリスク分担を明確化すべき</li> <li>・消費税等の制度変更があった場合は協議とすべき（5者）</li> </ul>
	経済	物価変動リスク		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は従負担とすべき（2者）</li> <li>・物価の大幅な上昇の場合は協議とすべき（2者）</li> </ul>
	需要変動	利用者数の増減による料金収入の変動		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済情勢等により激変の可能性がある、国は従負担とすべき</li> <li>・経済情勢等により大きな変動がある場合は協議とすべき</li> <li>・国の施策に伴う需要減少は国が一部負担すべき</li> </ul>
	リスク	利用者数の増減による管理運営費や業務量の変動			

民間事業者の収益に影響するリスクに対して、国に負担を求める意見や協議すべきとの意見が寄せられた。

第2回検討委員会 資料2 P.24				回 答 概 要	
リスク分類・種類		リスクの内容	負担者		意見の概要
			国	民	
契約	リスク	民間事業者の責めによる契約手続きの遅延		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係地方公共団体の責めによる遅延は国と民が共同負担すべき</li> </ul>
		国の責めによる契約手続きの遅延	○		
政治・行政	リスク	国の政策変更・事業計画の変更に関するもの	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約が解除となった場合の逸失利益の保証等に対する具体的な考え方を明確化すべき</li> <li>・地方公共団体に関連するリスクも含めるべき</li> </ul>
社会	環境問題	民間事業者の責めによる騒音、振動等		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）駐車場整備推進機構による管理運営上の問題に原因が遡る場合や、根源的に原因が従前から存在したもの（例：土壌汚染）は、国と民で共同でリスクを負担すべき</li> </ul>
		国の責めによる騒音、振動等	○		
	第三者賠償	民間事業者の管理運営の不備による事故等により第三者に損害を与えたもの		○	
	リスク	上記以外のもの	○		
リスク	管理運営	民間事業者の管理運営の不備による施設損傷		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の大規模修繕中の休業取扱を明確化すべき</li> <li>・国の大規模修繕が行われなかった場合のリスクは国の負担とし休業補償を行うべき（2者）</li> </ul>
		国が適切な管理運営を実施しなかったことによるもの	○		
		上記以外のもの	○		

第三者の影響によるリスクや、契約解除、国の大規模修繕に伴うリスクを明確化すべきとの意見が寄せられた。

第2回検討委員会 資料2 P.24				回 答 概 要	
リスク分類・種類		リスクの内容	負担者		意見の概要
			国	民	
リスク	制度関連	法制度リスク	△	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と民の具体的なリスク分担を明確化すべき（2者）</li> <li>・制度変更があった場合は協議とすべき</li> </ul>
	不可抗力	戦争、風水害、地震等、通常予見可能な範囲外のもの	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と民の具体的なリスク分担を明確化すべき（3者）</li> </ul>
	施設瑕疵	事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と民の具体的なリスク分担を明確化すべき（6者）</li> </ul>

国及び民間事業者の両者がそれぞれ負担するリスクについては、国と民間事業者の役割分担を明確化すべきとの意見が寄せられた。